

議案第74号

職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年12月3日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

神奈川県労働局による最低賃金単価の改正により、給料表を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和32年二宮町条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表第1の再任用職員以外の職員の部11の款1級の項中「157,600」を「157,700」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(議案第74号) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後								改正前							
別表第1 (第3条関係)								別表第1 (第3条関係)							
給料表(1)								給料表(1)							
	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級		級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
再任用職員以外の職員	(略)							再任用職員以外の職員	(略)						
	11	<u>157,700</u>	206,000	249,400	283,100	340,600	387,400		11	<u>157,600</u>	206,000	249,400	283,100	340,600	387,400
	(略)								(略)						